

平成30年度第1回みやぎ21健康プラン推進協議会

日時：平成30年9月13日（木）

午後3時30分から

場所：県行政庁舎4階 特別会議室

（出席委員）

石澤委員，薄井委員，小坂委員，後藤委員，斎藤委員，佐々木委員，佐藤（浩）委員，菅原委員，中鉢委員，富永委員，新沼委員，南委員

（欠席委員）

板橋委員，佐藤（勘）委員，田村委員，辻委員，永山委員

（司会）

みなさん，こんにちは。

本日は，お忙しい中，御出席いただきまして，誠にありがとうございます。

本日の会議は公開となっておりますので，定刻までもう少々お待ちいただきたいと思いますが，始まります前に，本日お配りしております資料の確認をさせていただきたいと存じます。

会議資料は，次第，出席者名簿，資料1から3，参考資料1から5までの多数となっております。参考資料1といたしましては，「第2次みやぎ21健康プラン中間報告書」の冊子とその概要版，参考資料2といたしまして，「平成29年度データからみたみやぎの健康」冊子及び概要版をお渡ししております。この他，カラーの「受動喫煙防止対策助成金のご案内」という資料を宮城労働局様から御提供頂いております。一番後ろに添付させていただいております。資料の不足などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

定刻の午後3時半になりました。

本日の会議には，委員17名に対しまして，半数以上の12名の御出席をいただいております。みやぎ21健康プラン推進協議会条例に基づき，本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

先ほど申しましたが，当協議会は，情報公開条例に基づき，公開とさせていただきます。本日の議事録と資料につきましては後日公開させていただくこととしております。

それでは只今から平成30年度第1回みやぎ21健康プラン推進協議会を開催いたします。開会に当たりまして，保健福祉部理事兼次長の林より御挨拶申し上げます。

(林保健福祉部理事兼次長)

みなさんこんにちは。保健福祉部の理事をしております。林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、皆様方には、本県の保健福祉行政の推進につきまして、日頃から大変お世話になっております。いろいろ御指導いただき、また御協力をいただいております。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、宮城県では、健康増進法に規定致します都道府県健康増進計画といたしまして、平成25年3月に『第2次みやぎ21健康プラン』を策定いたしました。このプランに基づきまして、スマートみやぎ健民会議を核とした各種施策を展開しているところでございます。

このプランの計画期間は、平成34年度までの10年間となっておりますが、昨年度は中間年ということで、本協議会におきまして中間評価について御審議をいただいたところでございます。その御審議を得まして、数値目標、あるいはプラン後期の取組の方向性について見直しを行いまして、今年度から改めてスタートを切ったという形になってございます。

本日の会議におきましては、健康増進法が改正されましたことを踏まえまして、前回、今後設定するとしておりました受動喫煙に関する目標値について御審議をいただく予定にしております。新たな目標値のもとで、今後のたばこ分野における取組を推進してまいりたいと考えております。

委員の皆様には、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます、また、それによって県民の健康づくりの推進のためのお力添えをいただければと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ここで委員の交代がございましたので、御紹介させていただきます。私の方から御紹介させていただきます。

宮城県食生活改善推進協議会の佐々木 寿美子委員でございます。

(佐々木委員)

佐々木です。よろしくお願いいたします。

(司会)

本日所用のため欠席の御連絡をいただいておりますのは、今回新たに御就任いただきました、宮城県医師会の板橋 隆三委員でございます。

また、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合の佐藤 勘三郎委員、新たに御就任いただき

ました宮城労働局の田村 聖委員，東北大学大学院医学系研究科の辻 一郎委員，新たに御就任いただきました宮城県学校保健会の永山 晋委員でございます。

続きまして，本日出席しております県の職員を御紹介させていただきます。

先ほど御挨拶申し上げました，保健福祉部理事兼次長の林でございます。

同じく保健福祉部参事兼健康推進課長の田村でございます。

健康推進課健康政策専門監の佐々木でございます。

本日司会を務めさせていただきます，私，健康推進課副参事兼課長補佐の田畑でございます。どうぞよろしく願いいたします。

その他の県の職員につきましては，出席者名簿の紹介に代えさせていただきます。何卒御了承願います。なお，本日外気温が高くないものですから，空調入ってございません。窓の方開けておりますが，お暑い方は上着の方どうぞ，脱いでいただいて結構でございます。よろしく願いいたします。

次に次第第3の副会長の選任に入らせていただきます。協議会条例に基づきまして，ここからの進行は小坂会長にお願いしたいと存じます。会長，どうぞよろしく願いいたします。

(小坂会長)

はい。皆さん，小坂でございます。今日もどうもよろしく願いいたします。では，早速ですが，副会長の選任ということで事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

宮城県医師会から御推薦いただき，副会長に就任いただいております高橋 克子委員が辞任されましたので，後任の副会長について，条例第3条の規定により，委員の皆様の互選により定めることとなっております。

副会長の選任につきまして，御協議いただければと思います。

(小坂会長)

委員の皆様から，副会長につきまして，「私，やる」とか，御推薦あるいは，御意見ありましたらお願いいたします。

(南委員)

事務局案がございまいしたら，お願いできればと思います。

(小坂会長)

それでは，事務局の方，もし何か案があればお願いいたします。

(事務局)

事務局といたしましては、本日欠席ですが、宮城県医師会の板橋 隆三委員に副会長の方をお願いしたいと思っております。

(小坂会長)

ただ今、事務局から副会長を板橋委員をお願いしてはどうかという案が示されましたが、皆様いかがでしょうか。特に異論なければ拍手で承認をお願いいたします。

ありがとうございました。それでは、皆様の御賛同をいただきましたので、板橋委員に今日欠席でございますが、副会長に決定いたしました。

今日ちょっといつもより立派な部屋なので堅苦しい雰囲気ですが、いつもどおり忌憚のない御意見をいただければと思います。議事を進めさせていただきたいと思います。それでは、今日「第2次みやぎ21健康プランの目標値の変更について」ということで、結構頑張ってくれたというのを説明してくれると思いますので、その説明よろしく願いいたします。

(事務局)

資料1により説明

(小坂会長)

ただ今丁寧な説明をいただきましたが、今の説明、御意見・御質問等がありますか。

まあ、特に今留学生が来ていて、台湾とか香港の留学生が来ると、屋根のあるところ全部禁煙って当たり前になってきてるので、まあそういうルートからすると、日本はまだまだ取り残されているような状況ではあります。ただ、県の方でゼロにするという目標を掲げたっていうのは、実に大きな英断だと思っておりますが、これについていかがですか。各委員の、取組や状況も含めて少しコメントいただければと思います。

一点確認なのですが、国の方の望まない受動喫煙のない社会の実現というかたちで、まあある意味、小さいところの、そこでたばこ吸っても良いよっていう所に入るような人の受動喫煙に関しては、ちょっと目をつむっているのかなと思うんですけど、そこはまあ関係なく宮城県をゼロにすると、但し書きが無くてもうゼロにするという方向で良いですかね。要するにその、ゼロっていうときに、自ら進んでそういう所に入って行く人のことを、考慮しないで良いかっていうことで、但し書きをしなくて良いかってとこだけちょっとどうかなっていうことに、今ちょっと気がついちゃったんですけど。それも要するに、そういうことを考えずに、ゼロにするっていうのは一つ大きなメッセージ性としてはすごく強いと思うので、ゼロっていうのは素晴らしいと思うんですが、何かその但し書きを入れるかどうかみたいなのところについて、委員からちょっともしコメントがあればと思うん

ですが。要するにその、佐藤勘三郎委員が言われているところの配慮っていうのを入れるかどうかですね。その辺どうですか。まず、新沼委員。

(新沼委員)

今年の夏国会の方でもですね、いろいろな意見があって、厳しい方が良いとか、猶予ないとか、小規模飲食店はどうこうというのがありまして、まあ通ったときはいろいろ御批判もあったけど、まずは、目標としてつくるのが大事と。その後東京都の方も若干少し厳しくしたものを出してということ、まあ一応新聞等での情報ですけど、お聞きしていただいて、各自治体によって差はあるんでしょうと思ってましたが、そういう意味で今日お聞きしてですね、会長おっしゃったように宮城は宮城で、明らかにゼロと言うように出すということは、私たちみたいに医療機関にいる人間からすると、非常に喜ばしいという形でまあ、先ほどのあの、佐藤勘三郎委員の御意見をもちろん御意見として考慮することも必要なかもしれませんが、基本的にはゼロというスタンスで進めていただくのは、私たちとしては素晴らしいことだと思っておりますので、ぜひそのようにお願いしたいと思っております。

(富永委員)

宮城県薬剤師会の方では、なかなか進んでなかったんですけども、敷地内禁煙を宮城県薬剤師会としても、会館の敷地に関しても敷地内禁煙を昨年打ち出しまして、そうしますと、あの恥ずかしい話なんですけど、薬剤師自身もかなり吸ってる方がいたんですけど、吸わなくなったというか、目に見える範囲では、実際、研修会のあとなども吸っている方はいらっしゃらなくなっています。また、受動喫煙の機会を有する人の割合の低下しているところで、平成22年と平成28年でほとんど数値が動いてない、変わらないという状況がありまして、これを考えると、やはり国の方針に従って、新目標値をゼロにするという大きな目標を掲げることによって、人々の健康を支えていくというか、サポートできるのではないかという風に思っていますので、薬剤師会としてはこの案を推していきたいと思っている次第です。ありがとうございます。

(中鉢委員)

宮城県保育協議会の中鉢でございます。当然、敷地内は当然禁煙でございますけど、受動喫煙ということで、必ず、保育所ではですね、入所するときに保護者の喫煙の状況を必ず聞きます。それで、だいぶ少なくなってきたんですけど、必ず言うのは、当然知っていることで、受動喫煙も非常に子どもに関係ありますよ、ということをお伝え申し上げております。当然、家庭内での子どものいる場では吸わないと、それは当然守ってもらっていますけど、出来れば禁煙をおすすめしているという状況でございます。当然目標値ゼロということではですね、吸う人を少なくして行って、周りに迷惑をかけないということが根

底にありますので、これからもしっかりと宮城県の方針に従ってやっていきたいと思えます。以上でございます。

(菅原委員)

健保連宮城連合会の菅原と申します。健保連の方ではですね、ポスターに「けむりなしのおもてなし」というポスターを作って、それを掲示して、少なくしようと考えてます。ただ、0%というのは、さっき会長さんがおっしゃったように、じゃあ一緒に入っている人はどうするんだっていう、望まない受動喫煙のない社会っていうのは、望めば良いのかと。あとそれと、受動喫煙なのかどうかちょっとよく分かんないんですけど、「煙草の臭いが消えないうちはエレベーターに乗るな」っていうどこかの市町村、市があった様なんですけど、それについてはどうなのでしょう。

(小坂会長)

それは確か奈良の生駒でしたかね。それで、要するに臭いがする状況はもうそれは、有害物質を出してるっていうのは科学的に証明されていて、サードハンド・スモークという言い方をするんですが、いくら喫煙所があっても、我々新幹線なんか乗るとですね、そこから出てきた人の隣に座ると猛烈に臭いんですね。それ自体が有害な発がん性物質を出していると言うことは、科学的には証明されているんですね。45分とかそういう時間が経たないとそれが消えないので、エレベーターに乗らないでください、とかということをやっている市町村があるということでございます。厳密に言うと、どこまでが受動喫煙かというのは、今のところ臭いというところまでは、基本には言っていないんですが、そこまで気にする市町村もあると。生駒市だったと思いますが。

(佐藤委員)

柴田町の健康推進課の佐藤と申します。受動喫煙対策に関しましては、柴田町の方では、役場の職員から率先して取り組む、ということで、29年4月から敷地内禁煙を実施しております。町の方で実施しましたところ、それまでは職員の方の喫煙率が20%、アンケート取った時点では、全国平均よりやはり多いんだという風にはちょっと思っていたところでした。先月現在なんですけども、17%と3%ほど減りました。その、減った3%の方は「何かの機会があったら止めても良いかなという風に思っていて、環境的にもそうなのであれば諦める」と。ただ、「自ら止めるのはあまり望まない」という方が結構いらっしゃいました。うちの課に来る課長さんは代々なぜか煙草を止めるんですね。そうじゃないと、議会の質問があった時に非常にしゃべりにくい、という風なことがあって、ヘビースモーカーだった方お二人止めています。私は、もともと吸ってないから分からないんですけども、そういった経緯もあります。敷地内禁煙となり、範囲では吸っていないんですが、昼になると、非常に駆け足でコンビニに行く方がいるので、それもちょっとどうか

なという風には思ってるんですけども、確実に本数は減っているんで、体に臭いがしたまま戻ってくる方がほとんどいなくなりました。あとはスプレーですか、除菌関係の。それを自分のところに置いている方もいて、だいぶ配慮が出ているなという風なのは感じているところです。地区の集会所の方にも、その輪を昨年度から広げまして、今年の春から、集会所の指定管理施設も最低でも建物内禁煙に全部移行をしていただきました。それまでは、自由に吸えるというのが3割ほどあったんですけども、それもなくなりまして、だいぶ子ども会の行事やら、親御さんなどには非常に評判が良くなっております。今取り組んでいるのが、工場等連絡協議会の方への調査をちょうど昨年度行ったので、そちらも外であれば自由に、どんな建物の外であれば、煙草のスタンドがないところでも自由に吸えるという企業さんが結構あって、煙草の吸うエリア、場所だけまず決めようって、そこ以外では吸わないということで。結構、何か始めると動き出してくるのかなという風には考えております。ただ、飲食店、非常に今回の法律も、私から言えば非常に中途半端。駄目なら駄目とした方が簡単でないのかな、と思っているんですけども、完全分煙については禁煙区域から喫煙室へ気流毎秒0.2メートル以上となっており、どんなに頑張っても、役所でもだいぶ何年前に考えたんですけど、あれは困難ということです。どうせなら敷地内禁煙の方がお金もかからずに、早いと決めたこともあったので、飲食店さんには自分の平米のところでは、こういうやり方がありますよ、というのを、宮城県、県全体で先導してお話ししなければ厳しいのかな、という風に思ってたところです。

注釈をつける新目標値よりは、ゼロと言い切った方が良いという風に考えております。以上です。

(小坂会長)

じゃあ、仙台市の石澤委員お願いします。

(石澤委員)

仙台市の石澤でございます。この資料1-1の新目標値についてですけれども、これまで22年度に定めた基準値が直近でも17とか37とか、飲食店が40っていう状況でのゼロってことですけども、これまで法律が努力義務であったものが、今回初めて罰則付きで規制ができ、国が望まない受動喫煙のない社会の実現とすることで、敷地内禁煙が原則としたことからすれば、新目標値についてゼロを掲げるのは、自然というか、やっぱり中途半端な数字というのは掲げる余地はないのかと、考えております。ちなみに、仙台市のプランの目標値では、この指標はなかったのですが、中間評価での数値ですと、ほぼ宮城県全域のものと、仙台市はほとんど同じ状況でした。ただ、職場については、県が37というところが、仙台市だと21.8%ぐらいで、若干仙台市内の事業所のほうが、職場で完全に分煙であるとか、屋内禁煙をしてる事業所が多いと伺えたところでございます。柴田町さんの取組参考になります。仙台市においては、喫煙所が庁舎内にはないですが、屋

上と駐輪場の脇にまだ職員用の喫煙スペースがあるところで、今回、法律の改正を踏まえての取組としてどうしていくのかを今後検討することとしております。以上でございます。

(薄井委員)

日本健康運動指導士宮城県支部の薄井です。お世話になっております。まあ、新目標値について率直な意見って考えると、0%、非常に素晴らしい目標値だと思っております。私の仕事柄ですね、健康運動指導士ということで、健康に関する運動を指導するというところで、まあいろいろな資格を取っていただく中で、このあと出てくるとは思いますけど、COPDであったりとか、そういった部分のものが、健康運動の指導の中のテキストにどれくらい盛り込まれているかということ、最近いろいろと盛り込まれているところではあるんですけど、そこが運動と直結して、この煙草という部分を取り上げているかということ、まだまだちょっとかけ離れてるところはあるのかなという風に個人的には考えております。ただこのような、今改正がいろいろされている中で、たぶん運動指導と煙草っていう部分、今後いろいろ結びつけられてくるところ多いと思っておりますので、今現在この現場で指導している人間がどれくらいこの煙草の現場指導をしているかということ、正直運動の部分が中心に来てしまっていると思っておりますので、そこの部分ももう少し、私たちも考えながら、現場指導できれば良いかなという風に考えます。

(後藤委員)

協会けんぽ宮城支部の後藤でございます。私どもの協会けんぽの方ですね、一人当たり医療費の伸びがですね全国よりも高いということで、健康保険の保険料率が上がっているということでございます。健康づくりの推進と言うことでですね、職場の健康づくり宣言を行っております。今ですね、1,425の宣言事業所がございましてですね、被保険者数にしますと従業員の方々7万8千人ほどということで、全被保険者数45万7千人ほど今おりますから、まあ2割弱というところになったものでございます。禁煙に関する宣言項目というのは、5つほどございましてですね。こちらを宣言した事業所というのは、907事業所4万5800人弱ということでございます。1割ぐらいの方が、まあこういった取組をする事業所にお勤めだということでございます。禁煙達成者には記念品を渡すとか、そういった取組をされてる事業所もございます。こちらの1-1の表にもございますように、職場の方はですね、直近値37%ということで、なかなか難しかりょうと思っておりますが、目標としてはですね、ゼロというのは大変結構な目標だという風に思っております。

(斉藤委員)

宮城県看護協会の斉藤でございます。宮城県看護協会では、先ほどの健康づくり宣言の施設として、手を上げて取り組んでおり、敷地内禁煙にしております。けれども、医療機関ですとか、介護施設、ステーション、その他いろんなところに勤めている看護職全体見

ますと、2、3年前に調査しましたところ、やはり喫煙率が、医療職の割には高い状況がございまして。病院によっては、敷地内禁煙でないところがまだ少しあるんですね。私は目標をゼロっていうのは最初は極端かなとも思ったんですけども、でも、やっぱり望ましいあるべき姿を掲げるのが目標値かなという風に改めて考えました。この30%が、37%がゼロになるのかどうかは分かりませんが、とにかく向かっていく方向をきちっと示すっていう点では、こういう法律改正の変えるチャンスの時に設定しておかないといけないと考えています。

(佐々木委員)

食生活改善推進員の佐々木でございます。私は初参加なので、前回の目標値というのはちょっと分からなかったのですが、今回この目標を変えるということで、それも0%にするということは、とてもすごい、斉藤委員さんがおっしゃったように極端かなと思いがらも、目標なので良いのかなと思います。そして、但し書きは必要ないかなと思います。そして、さっき会長さんが、屋根のあるところは全部禁煙だってさっきおっしゃったんですけども、私、公園を歩いて県庁に来た時に、公園で皆さん煙草を吸ってらっしゃるんですね。それで、公園なのになあと思いがら、子どもさんとかもね、いろんな方があそこで集うのになあと思いがら、煙草の臭いが外であるのにも関わらず、すごい煙草の臭いがして、そこ通るのがとてもちょっと「うーんやだなあ」と思いがらここに来たて言うのがあるんですけども、屋根のあるところで限らず、全部、地球全部が禁煙が良いかな、これは極端な話ですが、今思ったわけでございます。0%というのはとても良いことだと思いがら。

(小坂会長)

ありがとうございます。今公園って出ましたけど、東京都内の公園はほとんど禁煙になったと思うんですが。あそこは仙台市の管轄ですよ。どうなんですか。公園の禁煙って宮城県内、柴田町とか公園ってどうしてるんですか。

(佐藤委員)

柴田町でお話をすれば、公園は町の管理の部門なので、町の公園は火気厳禁という意味での禁煙です。ただ、あの船岡城址公園の1カ所だけ、特別なところが2カ所あります。そこ以外は禁煙です。

(小坂会長)

はい。各委員の方々、佐藤委員がいらっしゃらなくて残念ですが。どうですか、仙台市の状況。

(石澤委員)

仙台市の公園については、基本的に公園の管理者が判断しているのですが、お子様の利用が多いところに、灰皿は置かないなど、市のガイドラインにおいて配慮事項になっているので、支障が多いところには灰皿を置かないなどはしています。あと中心部であれば、安全も考慮しての歩行喫煙の禁止はあるのですが、止まった状態で吸ってポイ捨てしなければ、吸えるという状況もあるので、非常に難しいところです。煙草を吸う方がどこで吸うんだみたいなその権利の部分も、違法行為をしているわけではないという中で、そのような主張もある中で、苦情をいただくような通路に近いところに灰皿があるような時には、灰皿を撤去するなど、受動喫煙を防ぐ努力をしている状況でございます。

(小坂会長)

はい。各委員からいろんな案をいただきました。

(南委員)

よろしいですか。

(小坂会長)

はい。お願いします。

(南委員)

宮城県栄養士会の南と申します。よろしくお願ひいたします。

実は、敷地内禁煙というところで、各所ですごく努力なさって、ものすごく実績上げられていると思うんですが、ところが、中に働いている方々の自由喫煙というところがございまして、そうすると、敷地内では喫煙しませんけども、敷地外すぐそばのどこかここかで喫煙する方の人数ってのは相当数がいらっしゃるということも事実なんです。で、その方たちがどこで喫煙するかというと、だいたいはコンビニとかなんかにだいたい灰皿とか全部置いてある。となると、そこら辺一体での煙の量がものすごい、というようなところも含めまして、敷地内禁煙も良いんですが、その周りの環境も含めたことを検討して頂くことも重要なのではないかなと思っております。あともう一つですね、喫煙室の使用というのが私まだ勉強不足で申し分けなく、分からないのですが、たとえば、JRの中に喫煙室ございますね。あそこの前、乗り降り場とかなんかの中にある、喫煙所だかですと、その前を通ると煙むんむん。そばを通っただけですごい煙の量があるんですね。で、そういったところも含めまして、喫煙室の使用っていうのが、どこまで管理されるのかなってことも一つ、私自身の勉強不足で申し訳ないんですが、お伺いしたいなと思ったんですが。

(小坂会長)

ありがとうございます。

(事務局)

喫煙室の仕様につきましては、今国の方はですね、いわゆる有識者の方のそういった検討委員会を開いてですね、そちらの方の案を一応作成中ってということで、厚生労働省の方からお聞きしております。その上で、管理コメント等の案が出来ましたら、そういうのを出した上で、例えば、政令の方とか省令の方の細かい規定を作っていく形にするという。いわゆる、そういった細かいやつに関してはですね、なるべく、屋外での喫煙ルームについてもですね、なるべく外に出ないような形とかですね、いわゆる他の人に、県民に被害が及ばないような形の施設について今検討しているということは聞いております。

(小坂会長)

たぶん法律に、努力義務から法律になって、明らかな法律違反とは違うんでしょ。JRの場合は若干微妙なのかなって気が。

(事務局)

現在、県のガイドラインの方でも、一応、例えば屋外でのですね、受動喫煙防止のための配慮が必要な空間として、先ほど公園で、例えば煙草を吸われてる方とかですね、そういった、いわゆる子どもたちが多く出入りする敷地、それから、あまり人が通らないところとかですね、そういったところでちゃんと区域分けしてですね、きちんとした喫煙区域、禁煙区域とかですね、そういった形の設置をなささい、配慮をなささいというような形では一応ガイドラインの方には、きちんと載せる形なんですけども。今回例えば行政機関では敷地内禁煙っていう形で、多くの公園がたぶん市町村さん、あと県も公園持ってますけども、そういった絡みではですね、必ずしも県庁舎、例えば庁舎だけが庁舎の区域だけが禁煙って形ではないものですから、私たちの方も県の本庁舎、その他地方にある行政機関の方も同じような規定を受けますので、例えば、公園なんかもですね、そういった規定では、敷地内禁煙って形でするような形になりますので、そこら辺はなるべくそういった形で子どもたち、そういった形の被害が及ばないような形で、今回もガイドラインの作成にあたって、そういったこともきちんと盛り込んでいく形で作っていきたいと思っております。

(小坂会長)

どうも事務局、ありがとうございました。私の方からも、大学何しているのかって話で、もちろん敷地内キャンパス内は受動喫煙防止というのは、禁煙地帯になってますが、ある大学だと、ちゃんとその時にですね、ただ単に禁煙ってやっても、車の中で吸ったり、隠

れてやってるって、あの却って状況がひどくなっちゃう場合もあるので、ニコチンパッチとかですね、禁煙治療を無料で受けられるというような、単なる鞭じゃなくて、飴と鞭と
いうか、要するに禁煙対策だとすぐ分断されちゃって、もう話し合いにならないんですね。
それで、海外のデータだと、高齢の男の方で、もう絶対一生止めないという人はある層、
いるわけですよ。だから、それを分かった上でどうやって禁煙支援をしていくかってい
うことが、かなりサポートしているですね。だからそういう対策もやって欲しいって
ことと、あと、各職場で出来ることってあると思うので。あと、大学でしたら、結構大学
生いっぱいいろんな飲食店でバイトをしています。だから、そういうときに受動喫煙防止
の環境じゃないと、働いちゃだめよみたいな、いうことは、大学などが連携して出来るこ
となので、その辺も進めたいと、実際水面下で進めていることすし、各いろんな団体で
さらに一歩進めることをして頂ければ、さらにいいのかなという風に思います。あの今日
も非常に力強いコメント頂いていますので、今の委員の意見をお伺いすると、みなさん新
目標は、要するに言い訳無しのゼロと言うことで、このままで良いと言うことが、皆さん
の御意見だったと思います。それで宜しいでしょうか。特に反対なければこれで決めさせ
て頂こうと思います。

はい、どうもありがとうございました。では、このままこれで、この目標値の変更につ
いては、承認と言うことで終わります。

続きまして、次の審議ですが、「その他」。皆様からこの場で協議事項何かございますか。
特に新しく委員になられた方とかで、もし、御質問とかあれば構わないのですが。宜しい
でしょうか。良いですか。

事務局の方からその他、何か協議事項等ございますでしょうか。

(事務局)

特にございません。

(小坂会長)

それでは、この協議事項終わりにしまして、5の報告事項に移ります。(1)の「みやぎ
のデータヘルス推進事業について」事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

資料2に基づき説明。

(小坂会長)

ありがとうございました。今、データヘルスについて紹介いただきましたが、委員の方
からコメント、御質問等ございませんか。富永委員お願いします。

(富永委員)

データからみたみやぎの概要版いただきましたけれども、これは、どこかホームページで見えるとか、何か公表してるようなところはございますでしょうか。

(事務局)

県のホームページの方では、この結果について、掲載しております。

(富永委員)

はい。大変参考になると思うので、薬剤師会としても支部の方にいろんな働きかけが出来るかと思えます。ありがとうございました。

(小坂会長)

市町村とはデータのやりとりもしてるんですね。

だいたい、よろしいでしょうか。はい、それでは、データヘルス事業についての報告を終わりにしまして。(2)「平成30年度健康づくり事業計画について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料3により説明

(小坂会長)

どうもありがとうございます。委員の方から何か質問、コメントございますでしょうか。

いろいろな協会けんぽさんとか、企業さんとか、さまざまなセクターの協力による様々な取組を一生懸命やっているというのが見えると思います。

1点、健康格差という中で、貧困層の人たちへの配慮というのが、やっぱりアメリカとかヨーロッパとか含めて、結構強調されているんですね。

そういうところに対して、行政の人たちはできない、ということをお話することがあるのですが、実は今、いろいろな子ども食堂、あるいは看護師さんたちが町の保健室をやったり、まあ障害のある人や要介護高齢者とか、貧困層をごちゃ混ぜの対策が、今それが、よーいドンで始まったような状況で、いろんな地域で取組まれております。ですから、そういう中で、子ども食堂をやる中で、様々な開業していくというような、まああんまりなかなか手が届きにくい、従来であると手が届きにくいところに対する対策っていうのを今後さらに、進めていって欲しいなというのが一つ思いました。

また、宮城だけ見てるとなかなか分からないのですが、最近他の県に呼ばれて話をするとか、宮城っていうのは結構恵まれていて、あのSMRなんかをみると、脳卒中だけなんです

ね。やらなきゃいけないのは、他のところはがんとかの死亡も高くてですね。宮城はある意味脳卒中対策だけ。だから、対策としてはやっぱり減塩をしたりとかですね、野菜を取ってカリウムを増やす。それから運動。早足歩行によって、血栓を出来なくする、いろんな取組をある程度確立されてるのを、どうやって広げていくか。要するに、出来る層じゃなくて出来ない層にどうやって広げていくかっていうのがこれからの宮城の課題であり、ただ、全国的にはかなり恵まれているのかな、っていうことも一方で感じております。だからこの事業さらに進めていただいて、まあ宮城、特に男性が健康寿命、全国でも上位ですよ。それをさらに伸ばしていただくと、いうことが必要なのかなと思っております。

宜しいですか。他にコメントなければ。この事業計画について終わりにします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題の全てを終了いたします。円滑な運営に御協力いただき、ありがとうございました。

今、国の方で何かやっているかという、高齢者の要介護状態の介護予防と、保健事業をくっつけるみたいな話をしてます。ただこれは従来の健診とその保健事業のような話は絶対うまくいなくて、我々の言葉で社会的処方って言い方をしますが、薬の処方じゃなくて地域活動とかですね、栄養状態が悪い高齢者がいたら、何か薬が処方するのではなくて、地域の集まりでみんなで何かを食べたりですね、そういうのがイギリスでどんどん取り組まれていて、医療費削減に繋がっています。今日板橋先生いなかったんですけど、処方とは別に医師がするわけではないんです。あるイギリスの医師はですね、薬の名前じゃなくて、どれだけ紹介できる地域活動を知っているか、「私は30個以上知っているのよ」とある意味、威張ってる、誇りになるような形に変わってきています。ですから日本がそういうところを、率先してやっていくことが、まあある意味本当に日本が生き残る最後の道だという風に思ってますので、宮城県の中でその辺を踏まえて、先進的な取組、従来の保健事業じゃない、要するに、健康を目標にするんじゃない活動、みたいなものに取り組んでいってもらえると、また宮城「すごいことやってるね」、さらにデータは出てくるでしょうから、そういうのをぜひ発信していければという風に思っています。

事務局、これ各構成委員あるいは県民の方、市町村、協力しながら進めていければなど思っていますので、どうぞ皆さんよろしく願いいたします。

それでは、事務局にお返しします。

(司会)

小坂会長、議事進行いただきまして、ありがとうございました。委員の皆様には、長時間にわたり御審議いただきありがとうございます。お疲れ様でございました。

以上をもちまして、みやぎ21健康プラン推進協議会を終了いたします。皆様、大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

なお、次回の本協議会につきましては現在のところ、年明けの開催を予定してございま

す。また、日程につきましては再度御相談させていただきたいと思います。何卒よろしく
お願いいたします。

(小坂会長)

すみません。あの、もう1点だけ追加です。たばこ対策で、良いことをやろうってので、
カタカナで「ケムラン」ってのがあります。私の知り合いの医療関係者を含めた人たちが
要するに、たばこフリー、たばこの煙を吸わなくてもよい飲食店を全国紹介しているって
いう取組です。宮城県でも今のところ十何店舗だけ挙がっていますが、そういうので紹介
するっていうのも、ネタにしてもらって誰でも記事を書けるようになってますから、それ
でどんどんどんどんそういうお店を増やしてもらってという、何かそういうインセンティ
ブもありますので、帰ったら検索サイトでカタカナで「ケムラン」です。確認頂ければと
思っております。以上です。